

# 第4次寒川町行政改革大綱（改定）

平成18年2月

寒 川 町

## 大綱（改定）の策定趣旨

本町は、昭和63年3月に寒川町行政改革大綱を策定し、行財政事務改善に努めてきたところですが、その後バブル経済崩壊による影響が長引き、現下の地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっています。

また、一方では少子高齢化、情報化及び国際化等はますます進展し、町民ニーズはより一層複雑多様化しています。

このような状況を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政システムを確立するため、平成8年12月に「第2次寒川町行政改革大綱」を定め、平成9年度から平成11年度まで行政改革に取り組み、さらに継続的に行財政全般にわたる幅広い改革を推進するために、「第3次寒川町行政改革大綱」を定め、平成13年度から平成15年度まで取り組んできました。

その後、地方分権の推進が加速され、地方自治体に自己決定や自己責任に基づく行政運営が求められてきています。そこで、「第4次寒川町行政改革大綱」を定め、平成17年度から平成19年度まで3か年の取り組みを行っています。

しかしながら、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しい状況にあります。そのため、国は、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(総務省)を策定しました。

本町においても、第4次寒川町行政改革大綱を踏襲し、国の新たな指針と整合性を図り、新たに、第4次寒川町行政改革大綱（改定）を策定し、計画期間を延伸し平成17年度から平成21年度までの5か年とし、積極的な取り組みを行うものです。

## 行政改革の必要性

本町は、従来から行政改革に積極的に取り組んできたところですが、町民が真の意味で豊かさを実感できるまちづくりをなお一層推進し、また、複雑多様化している町民ニーズや社会の変化に対応するために、限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行財政の確立にむけて、自主的に改革を図っていくことが必要です。

## 基本的な方向

寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」で示されたまちの将来像及び重点プロジェクトを踏まえ、さまざまな行政課題への対応を図るなか、社会経済情勢の変化にも、町民が豊かな生活を実現できるよう、その推進に行政改革は必要不可欠なものであります。

本町では、第3次行政改革の成果を踏まえ、さらに議会をはじめ町民の理解と協力のもと、全職員をあげて次の3つを基本項目として、行政改革を推進します。

- 1 簡素で効率的な行財政運営の推進
- 2 時代に適応した行政サービスの推進
- 3 町民と行政の協働による行政システムの充実

## 行政改革推進の重点事項

### 1 簡素で効率的な行財政運営の推進

地方分権による事務事業の増加が見込まれますが、限られた財源のなかで行政運営を進めるために、簡素化と効率性を念頭に置きながら常に事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化を推進します。

#### (1) 事務事業の見直し

町民と行政の役割分担を明確にするとともに、行政評価制度を十分活用し、不要・不急の事務事業の見直し、統廃合の検討や新たな行政課題を把握し、事務事業の適正な選択を行います。

補助金等について、その必要性について検討し、適正化に努めます。

使用料・手数料等については、社会経済情勢の変化に対応した適正な額を設定するため、見直しをします。

行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、行政責任の確保に留意し、指定管理者制度の導入を含め、民間委託等を推進します。

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、情報公開制度の目的に沿って行政情報を分かりやすく積極的に提供します。

広域的処理が適当な事務事業については、極力広域行政により推進します。

( 2 ) 組織・機構の見直し

時代に適応した組織・機構の見直しを推進します。

( 3 ) 定員管理及び給与の適正化

行政需要の多様化に備え、必要な人材を養成し、事務事業の効率化やコンピュータ化による省力化を進め、職員配置の適正化を図るとともに、職員の給与についても適正化を推進します。

2 時代に適応した行政サービスの推進

少子高齢化、情報化、国際化等複雑多様化する行政需要に対応するために職員の能力開発を進めるとともに、行政の情報化を推進します。

( 1 ) 効果的な行政運営を行うための職員の能力開発の推進

政策形成能力、創造的能力を身につけるための研修の充実を図るとともに、他団体との職員交流を進めます。

( 2 ) 情報化の推進等による行政サービスの向上

コンピュータ化等の推進による効率化、省力化を進め、正確、迅速な行政サービスの一層の向上を図ります。

3 町民と行政の協働による行政システムの充実

町民と行政の協働による住み良いまちづくりを推進します。

( 1 ) 町民参加による行政運営の推進

町民と行政がそれぞれの責任と役割を認識し、地域の人材の活用、ボランティア活動への参加等、町民と行政の協働による行政運営を推進します。

## 推進方法

この大綱（改定）の推進に当たっては、第4次寒川町行政改革推進本部で実施計画（改定）を決定し、寒川町行政改革推進懇話会へ随時実施状況を報告するとともに、より効果的な行政改革が成し遂げられるよう次の事項を基本として推進します。

- （1） 行政改革推進本部のもと全職員が総力をあげて実施します。
- （2） 議会をはじめ町民の理解と協力を求めます。
- （3） 行政改革の実施状況については、広報紙、インターネット等により公表します。